

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特別療養費の支給
根拠法令及び条項		国民健康保険法第54条の3第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	第54条の3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)